様式 11

事　業　名 : 2025年日本国際博覧会　開会式並びに主催者催事（The Human Orchestra）に係る実施計画作成及び管理運営委託業務

**誓　約　書**

私は、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会が大阪府暴力団排除条例の趣旨に基づき、工事その他の同協会の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

一　私は、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会の工事等を受注するに際して、大阪府暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

二　私は、大阪府暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

三　私は、本誓約書及び役員名簿等が公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会から警察に提供されることに同意します。

四　私が大阪府暴力団排除条例第10条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会に提出します。

五　私の使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会の調査により判明し、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会事務総長　様

　　年　　月　　日

・所在地

フリガナ

・事業者名

・役職名

フリガナ

・代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　（契約書に押印する印鑑と同一印）

・代表者の生年月日　　　　　　　年　　月　　日

**（参考）**

**大阪府暴力団排除条例（抜粋）**

|  |
| --- |
| **第十条** 　府は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等の契約の相手方(以下「元請負人」という。)及び次に掲げる者(以下「下請負人等」という。)となることを許してはならないものとする。  一　下請負人(公共工事等に係る全ての請負人又は受託者(元請負人を除く。)をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)  二　元請負人又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。) |

**大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）**

|  |
| --- |
| **第３条**　条例第２条第４号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。  (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者  (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者  (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者  (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者  (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの  ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者  ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者  (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第２条第５号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者 |